

第142期 定時株主総会 招集ご通知

日時



2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネット等または
書面（郵送）による議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時5分まで

場所



兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件



株主各位

証券コード 5184
2026年3月9日

神戸市中央区江戸町98番地1

株式会社 **ニチリン**

代表取締役社長 曾我 浩之

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.nichirin.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/5184/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニチリン」または「コード」に当社証券コード「5184」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2026年3月26日（木曜日）午後5時5分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2026年3月27日（金曜日）午前10時 （受付開始：午前9時30分）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 （末尾の会場ご案内図をご参照ください）</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第142期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第142期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
<p>4 招集にあたっての 決定事項</p>	<p>(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 <p>(2) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p>

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

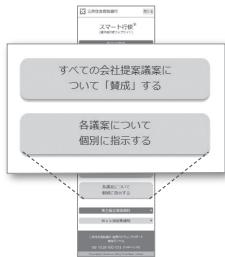
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

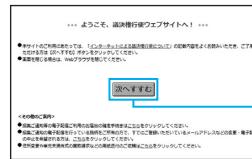
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、本方針に加え、株主還元を重要な経営施策の一つとして認識し、配当については、2025年度は連結配当性向40%以上を目標とし、安定配当と業績動向も総合的に勘案し、その額を決定することとしております。

上記の方針等を勘案し、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額	当社普通株式1株につき 金 94円 総額 1,240,259,876円 (ご参考) 中間配当を含めた第142期の年間配当は、1株につき金176円となります。
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月30日

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役 前田 学氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当株式の数
新任 やまもと かずお 山本 和生 (1962年11月12日生)	1986年 4月 当社入社 1999年12月 当社経営企画部 次長 2004年12月 当社経営企画部 部長 2017年 3月 当社執行役員 2021年 3月 当社上席執行役員[現任]	16,930株
選任理由	山本和生氏は、当社入社後、主に経営企画部門に在籍し、執行役員在任期間中は、経営企画部、人事総務部、サステナビリティ推進室、内部監査室、内部統制推進室を担当するなど幅広い業務を経験しております。これらの経験や見識を活かして監査役としての業務を的確に行っていただけると判断し、監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本和生氏は、第142期定時株主総会終結の時をもって当社上席執行役員を退任する予定であります。
3. 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は山本和生氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、候補者の任期途中である2026年7月31日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
- ①保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
- ②被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
- ③保険料負担：全額会社負担

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

補欠監査役 村角伸一氏は、本総会開始の時をもって選任の効力が満了となりますので、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
社外 独立 むらざみ しんいち 村角 伸一 (1956年1月14日生)	1980年 4月 中山福株式会社入社 1984年 5月 株式会社ヒメプラ入社 1985年 4月 同社取締役 1987年 4月 同社専務取締役 1995年 4月 同社代表取締役社長 2007年 6月 ミズムジャパン株式会社代表取締役社長[現任] 2015年 4月 株式会社ヒメプラ代表取締役会長[現任]	一株
選任理由	村角伸一氏は、会社経営者として経営に手腕を発揮されており、その豊富な経験や見識を当社の監査に反映いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 補欠監査役候補者は株式会社ヒメプラの代表取締役会長に就任しており、当社と同社は資材の購入取引がありますが、同社の売上高のうち当社への売上高比率は1%に満たない額であるため、当社と補欠監査役候補者との間には特別の利害関係はないものと判断いたしました。
2. 村角伸一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 定款の定めにより、補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなっております。
4. 村角伸一氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、候補者が社外監査役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、補欠監査役の選任の効力が存在する期間中である2026年7月31日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
- ①保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
- ②被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
- ③保険料負担：全額会社負担

以上



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

736億68百万円

前期比 3.2%増 ▲

営業利益

90億60百万円

前期比 1.3%減 ▼

経常利益

92億30百万円

前期比 11.1%減 ▼

親会社株主に
帰属する当期純利益

55億14百万円

前期比 10.6%減 ▼

当社の重視する経営指標について

営業利益率

12.3%

前期比 0.6pt減 ▼

ROE

9.4%

前期比 2.0pt減 ▼

配当性向

42.1%

前期比 4pt増 ▲

配当について

配当金の推移

176円

176円



第141期

第142期
(当期)



(ご参考)

連結計算書類等サマリー

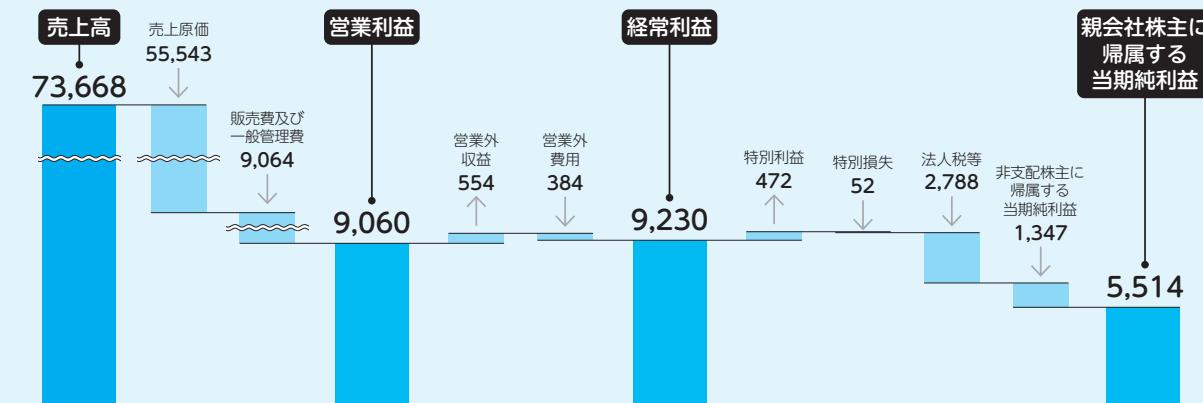
連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)



連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)



1 | 企業集団の現況 |

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における世界経済は、米国の底堅い景気推移や欧州での回復が見られる一方、中国では不動産市場の低迷や輸出減少が継続し、成長鈍化が鮮明となっています。ウクライナや中東での緊張に加え、米国トランプ政権による関税措置の適用が進む中、各国では輸出減や物価高による景気減速懸念が広がり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

米国においては、インフレ圧力が続くなか、個人消費には鈍化の兆しが見られましたが、企業部門も含めた景気は底堅く推移しました。年末にかけて政策金利の引下げが実施される一方、関税措置による物価上昇が顕在化しており、今後の景気の動向が注目されています。

欧州では、エネルギー価格の安定によりインフレは落ち着きを見せ、景気は緩やかな回復が続きました。一方、米国向け輸出については、関税政策を背景に下押し圧力が続いており、政治的な問題が経済にもたらす影響についても懸念されています。

中国においては、不動産市場の低迷や米国の関税措置により対米輸出が減少した一方、米国以外への輸出は堅調に推移しており、政府主導の景気刺激策によるハイテク産業分野への投資が拡大し、景気の下支えとなりました。10月の米中首脳会談では一部関税の引き下げやレアアースの輸出規制の一時停止など暫定的な合意が成立しましたが、依然貿易摩擦の再燃リスクが残るなど、先行きは不透明な状況が続いています。

アジアでは、インフレの落ち着きとともに内需が堅調に推移し、輸出面では中国を巡る地政学リスクを背景に、各国企業によるサプライチェーン再編が進展し、経済成長を下支えしました。一方で、米中間の緊張や米国の関税措置が景気の懸念材料となりました。

日本経済は、円安による物価高があったものの、インバウンド需要や賃上げを背景とした個人消費の回復、設備投資の持ち直しに支えられ、景気は堅調に推移しました。一方、米国の関税政策の影響により自動車を中心とした輸出には下押し圧力がかかっており、今後の為替や景気の動向が懸念されています。

当社グループの主要事業分野である日本自動車業界に関する状況は、次のとおりであります。

自動車の生産・販売は、米国向け輸出においては関税の影響により減少した一方、国内市場では前年の能登半島地震や認証不正問題に伴う出荷停止からの回復が進み、前年比で増加となりました。中国市場では、現地メーカーの急成長により日系メーカーの販売低迷が続いています。各国で進むEVシフトに対しては、ハイブリッド車（HV）を含めた柔軟な生産体制の構築と収益性の確保が求められており、米国の関税政策への対応も引き続き重

要な課題となっています。

この結果、当連結会計年度における国内乗用車メーカー8社の国内四輪車販売台数は、前年比3.2%増の416万台、四輪車輸出台数は、前年比1.1%減の395万台となり、国内四輪車生産台数は、前年比2.1%増の799万台となりました。また、海外生産台数は、前年比0.6%減の1,617万台となりました。

このような環境のなか、当連結会計年度の売上高は73,668百万円（前連結会計年度71,356百万円）、営業利益は9,060百万円（前連結会計年度9,184百万円）、経常利益は9,230百万円（前連結会計年度10,382百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,514百万円（前連結会計年度6,171百万円）となりました。

地域別の業績は次のとおりであります。

日本

売上高

34,931百万円

(前連結会計年度比2.3%減)

国内向け販売は、価格転嫁の進展もあり堅調に推移しました。一方で、輸出においては中国市場での需要の鈍化や顧客の在庫調整等により、前期比で減少しました。この結果、売上高は34,931百万円（前連結会計年度35,771百万円）、営業利益は3,184百万円（前連結会計年度3,808百万円）となりました。



北米

売上高

14,633百万円

(前連結会計年度比1.3%増)

6月末での北米子会社 NICHIRIN ATCO TEXAS, INC.（以下、NAT社）連結子会社化による新規トラック事業が売上に寄与した一方、一部顧客の販売低迷や半導体不足に伴う生産停止の影響を受け、売上高は14,633百万円（前連結会計年度14,445百万円）、また、関税措置の影響もあり、営業利益は265百万円（前連結会計年度1,104百万円）となりました。



中国

売上高

10,835百万円

(前連結会計年度比3.9%減)

日系メーカーの販売低迷の中、現地メーカー向け管体販売が堅調に推移したことや、日本向け製品輸出の拡大もあり、売上高は10,835百万円（前連結会計年度11,280百万円）、営業利益は1,651百万円（前連結会計年度1,414百万円）となりました。



アジア

売上高

25,021百万円

(前連結会計年度比0.9%増)

アジア市場は内需を中心に概ね堅調に推移し、売上高は25,021百万円（前連結会計年度24,795百万円）、営業利益は3,502百万円（前連結会計年度3,331百万円）となりました。



※アジアのデータには中国は含まれておりません。

欧州

売上高

8,035百万円

(前連結会計年度比17.4%増)

欧州メーカー向け販売増加により、売上高は8,035百万円（前連結会計年度6,841百万円）、営業利益は175百万円（前連結会計年度40百万円）となりました。

なお、BMWへの二輪車向け製品の納入が開始されました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2,228百万円となりました。

③ 資金調達の状況

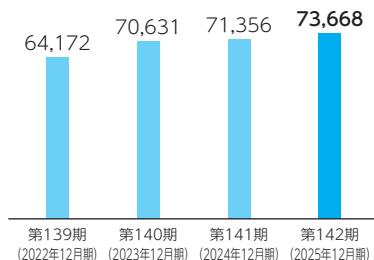
当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、米国においてATCO PRODUCTS LLC.の全持分を2025年4月30日付で取得し、みなし取得日を2025年6月30日とし連結子会社といたしました。なお、ATCO PRODUCTS LLC.は2025年5月2日付でNICHIRIN ATCO TEXAS, INC.に組織形態および商号変更しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

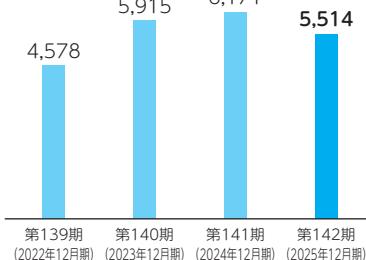
売上高 (単位：百万円)



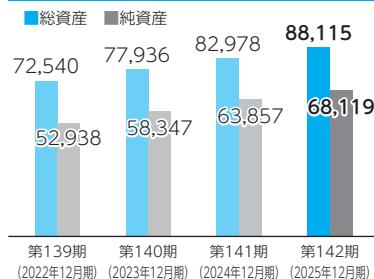
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第139期 (2022年12月期)	第140期 (2023年12月期)	第141期 (2024年12月期)	第142期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	64,172	70,631	71,356	73,668
経常利益	(百万円)	8,452	10,548	10,382	9,230
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,578	5,915	6,171	5,514
1株当たり当期純利益	(円)	324.48	433.84	461.82	418.27
総資産	(百万円)	72,540	77,936	82,978	88,115
純資産	(百万円)	52,938	58,347	63,857	68,119
1株当たり純資産額	(円)	3,303.52	3,822.63	4,310.51	4,574.63

(3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (注) 1	主要な事業内容
日輪機工株式会社	84,380 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
株式会社ニチリン白山	254,000 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
ニチリン・サービス株式会社	10,000 千円	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN TENNESSEE INC.	8,000 千米ドル	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN MEXICO, S.A. DE C.V.	20,000 千メキシコペソ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC.	7,000 千米ドル	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN COUPLER TEC MEXICO, S.A. DE C.V.	68,943 千メキシコペソ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN ATCO TEXAS, INC.	3,000 千米ドル	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売 (注) 2
蘇州日輪汽車部件有限公司	211,972 千中国元	80.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
日輪橡塑工業(上海)有限公司	25,172 千中国元	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN VIETNAM CO., LTD.	10,923 千米ドル	100.0 % (13.3)	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT., LTD.	258,300 千インドルピー	60.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
PT. NICHIRIN INDONESIA	55,579 百万インドネシアルピア	51.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.	33,000 千タイバーツ	40.0 %	自動車用ホース類の製造・販売 (注) 3
NICHIRIN SPAIN S.L.U.	10,000 千ユーロ	100.0 %	自動車用ホース類の製造・販売
NICHIRIN BULGARIA EOOD	392 千ブルガリアレフ	100.0 % (100.0)	自動車用ホース類の製造・販売

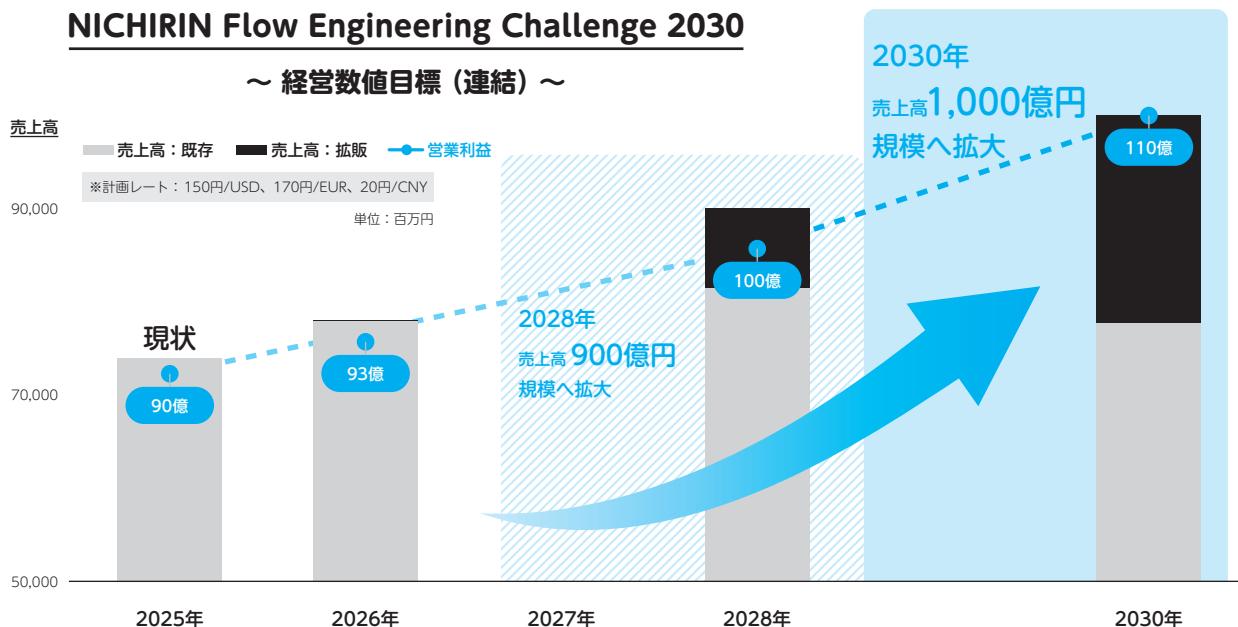
(注) 1. 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. ATCO PRODUCTS LLC.の全持分を2025年4月30日付で取得し、みなし取得日を2025年6月30日として連結の範囲に含めております。
なお、ATCO PRODUCTS LLC.は2025年5月2日付でNICHIRIN ATCO TEXAS, INC.に組織形態および商号変更しております。
3. NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.は、当社の持分が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、不確実性が高まる事業環境を成長機会と捉え、これまでに培った基盤の進化を基本に2030年に目指すべき姿として、2026年を初年度とする中期経営計画（NICHIRIN Flow Engineering Challenge 2030）を策定しました。中期経営計画では、3つの経営戦略と4つの基盤戦略からなる「7つの全体戦略」を確実に遂行し、グローバルな連携の強化と各市場の特性を活かした活動により、収益構造のさらなる強化と環境変動に左右されにくい経営体質の構築に取り組んでまいります。

主要市場で加速するEV政策の見直しや中国メーカーの台頭、地域分断化などの環境変化が進む中、当社グループは地球環境への配慮と次世代モビリティへの対応を強化しております。具体的には、自動車分野では軽量化・熱マネジメント対応によるCO₂削減とコスト競争力強化を進めるとともに、住設・インフラなど非自動車領域の製品群を拡大することで、多様な価値を創出し、持続可能な企業集団をめざしてまいります。



・7つの全体戦略（3つの経営戦略と4つの基盤戦略）



(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、自動車用ホース類の製造・販売を主要な事業としております。また、その他には、住宅関連のホース類等の製造・販売を行っております。

品目	主要製品
自動車用ホース	操舵用・制動用・空調用等の各種ホース類
その他	水道用ホース他

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	兵庫県 神戸市
姫路工場	兵庫県 姫路市
神戸営業部	兵庫県 神戸市
東京支社	東京都 港区
浜松営業所	静岡県 浜松市

(注) 本社所在地は上記のとおりですが、実際の本社業務は姫路工場で行っております。

② 子会社

名称	所在地
日輪機工株式会社	兵庫県
株式会社ニチリン白山	三重県
ニチリン・サービス株式会社	兵庫県
NICHIRIN TENNESSEE INC.	米国 テネシー州
NICHIRIN MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ グアナフアト州
NICHIRIN-FLEX U.S.A., INC.	米国 テキサス州
NICHIRIN COUPLER TEC MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ チワワ州
NICHIRIN ATCO TEXAS, INC.	米国 テキサス州
蘇州日輪汽車部件有限公司	中国 江蘇省
日輪橡塑工業（上海）有限公司	中国 上海市
NICHIRIN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム バクニン省
NICHIRIN IMPERIAL AUTOPARTS INDIA PVT.,LTD.	インド ハリヤナ州
PT. NICHIRIN INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州
NICHIRIN (THAILAND) CO., LTD.	タイ パトンタニ県
NICHIRIN SPAIN S.L.U.	スペイン カタルーニャ州
NICHIRIN BULGARIA EOOD	ブルガリア スタラ・ザコラ州

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,440名	61名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
354名	5名減	42才11カ月	17年11カ月

(注) 使用人数は出向者42名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	22
株式会社三井住友銀行	11
株式会社三菱UFJ銀行	7
三井住友信託銀行株式会社	7

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況 |

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,760,000株
- ② 発行済株式の総数 14,371,500株 (自己株式1,177,246株を含む)
- ③ 株主数 28,236名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
太陽鋳工株式会社	2,917	22.1
双日株式会社	1,144	8.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	410	3.1
株式会社みずほ銀行	373	2.8
日本精化株式会社	286	2.2
東京センチュリー株式会社	237	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	199	1.5
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	161	1.2
株式会社三井住友銀行	143	1.1
大谷始子	142	1.1

(注) 1. 当社は、自己株式を1,177,246株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数 (自己株式除く) に対する持株数の割合であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,360株	5名

⑥ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2025年12月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前田 龍一	取締役 会長	
曾我 浩之	代表取締役 社長執行役員	
難波 宏成	取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 コーポレート戦略室担当 兼 欧州地域統括	NICHIRIN SPAIN S.L.U. 取締役会議長
菊元 秀樹	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	
遠藤 真一郎	取締役 執行役員 技術本部長 兼 アセアン地域統括	
矢野 進	取締役	
鈴木 一史	取締役	太陽鋳工株式会社 代表取締役社長 日本精化株式会社 社外監査役
木村 美樹	取締役	岡田春夫総合法律事務所 弁護士 株式会社サンマルクホールディングス 社外監査役
前田 学	監査役 (常勤)	
西村 孝彦	監査役 (常勤)	
高畑 新一	監査役	鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長 太陽鋳工株式会社 社外取締役
川村 真司	監査役	

- (注) 1. 取締役 矢野 進氏、鈴木一史氏および木村美樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高畑新一氏および川村真司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中の役員の異動はありません。
4. 取締役 矢野 進氏、取締役 鈴木一史氏、取締役 木村美樹氏、監査役 高畑新一氏、監査役 川村真司氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 高畑新一氏は、企業の財務、経理部門で実務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 法令または定款に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役として村角伸一氏を選任しております。
7. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。さらに、雇用型役員である理事職を設け、重要な業務執行を早期に経験させ、成長を促すことで、将来の取締役・執行役員候補者の育成を図っております。執行役員（取締役を兼務する執行役員は除く）および理事職の構成は次のとおりです。

(2025年12月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
岩見 文博	上席執行役員	事業戦略室長 兼 北南米地域統括
山本 和生	上席執行役員	内部監査室長 兼 内部統制推進室担当 兼 サステナビリティ推進室担当
中安 秀樹	執行役員	営業・購買本部長 購買部・原価企画部管掌
荒木 誠之	執行役員	品質保証部担当
石田 英男	執行役員	ニチリン・サービス株式会社 代表取締役社長 兼 国内子会社統括
藤原 秀保	執行役員	生産本部長 兼 中国地域統括
位田 伸一	執行役員	NICHIRIN VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長
中村 寿博	執行役員	営業・購買本部副本部長 兼 東京営業部・神戸営業部・海外営業統括部管掌
坂本 智博	理事職	購買部長
三徳 聡	理事職	NICHIRIN TENNESSEE INC. 代表取締役社長 兼 NICHIRIN MEXICO, S.A. DE C.V. 代表取締役社長 兼 NICHIRIN ATCO TEXAS, INC. CEO

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりません。当該規定に基づき社外取締役 矢野 進氏、社外取締役 鈴木一史氏、社外取締役 木村美樹氏、監査役 前田 学氏、監査役 西村孝彦氏、社外監査役 高畑新一氏、社外監査役 川村真司氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約の内容は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する下記の役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社と締結しております。

1. 保険内容：役員が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、訴訟費用）をてん補する。ただし、会社への訴訟、違法行為に関しててん補されない。
2. 被保険者：当社および子会社の取締役、監査役、執行役員ならびに左記に準じる従業員
3. 保険料負担：全額会社負担

④ 取締役の報酬等

1. 取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会から指名報酬委員会に諮問を行い、指名報酬委員会から答申を受けた内容を取締役会で審議し、決議しております。その概要は以下のとおりです。

(a) 基本方針

取締役の報酬決定に関する基本方針は、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を確保し、ニチリングループの企業価値の維持・向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとしております。

(b) 取締役の報酬等の水準

取締役の報酬の水準は、第三者機関による取締役の報酬に関する調査データおよび当社従業員の給与水準等を勘案します。

(c) 取締役の報酬等の構成

- 1) 当社の取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬および株式報酬(譲渡制限付株式の割当てのための報酬)とします。
- 2) 当社の取締役の金銭報酬は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、その報酬総額を年額3億円以内として承認を得ています。
- 3) 前2)の報酬枠とは別枠として、株式報酬(譲渡制限付株式の割当てのための報酬)を支給することとし、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、2025年3月27日開催の第141期定時株主総会において、年額1億円以内、発行または処分される普通株式の総数は年50,000株以内として承認を得ております。

4) 社外取締役については、業務に応じた額を固定報酬（本固定報酬は年額3億円の枠内に含む。）として支給します。

(d) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は基礎的な役務提供に対する対価として、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位（以下役位という。）ならびに当社の財務状況を総合的に勘案してその額を決定し、12分割して毎月均等に支払います。

(e) 業績連動報酬等の内容ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

1) 業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動型の現金報酬として12均等分割した額を毎月、月次の基本報酬とあわせて支給します。

業績連動報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の当期純利益（以下連結純利益という。）とします。

上記に加えてサステナビリティの実現に寄与することを目的に、±10%の範囲内でESG指標として複数の外部評価機関による格付け結果を業績連動報酬の算定に反映します。

2) 株式報酬（譲渡制限付株式の割当てのための報酬）

株式報酬は中長期的企業価値向上を図るインセンティブとするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した業績連動型株式報酬として予め定めた時期に年1回支給します。

株式報酬は連結純利益が5億円以上の場合に支給するものとし、株式報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の連結純利益、5年間の株主総利回り（比較指標：配当込み東証業種別株価指数（ゴム製品））とします。

交付する株式報酬には、30年の譲渡制限を付した譲渡制限付株式の制度を用いることで、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとします。

(f) 報酬の割合

当社の取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬構成比率については、各KPI目標100%達成時の目安として、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝60：25：15とします。

社外取締役については、固定報酬のみとします。

報酬水準および報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、指名報酬

委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

(g) 報酬の決定方法

- 1) 本方針の変更および取締役報酬内規の改定を行う場合は、人事総務部担当役員が発案し、取締役会の決議によって決定します。なお、報酬枠および報酬の種類の変更を伴う場合は、株主総会の決議をもって改定します。
- 2) 取締役の基本報酬および業績連動報酬、株式報酬の額は、取締役報酬内規に基づき人事総務部担当役員が各取締役の個別報酬原案を作成し、基本報酬および業績連動報酬（4月～翌年3月分）については、原則として毎年3月開催の取締役会、株式報酬については、毎年4月開催の取締役会において、その額を決定します。本取締役会決議が最終決定であり、あらかじめ第三者に額・種類等の決定を一任することはいたしません。
- 3) 取締役会は上記1)および2)の決定プロセスにおいて、適時適切に指名報酬委員会に諮問を行い、その答申を受けるものとします。

2. 業績連動報酬等の業績指標に関する事項

本事業年度の業績連動報酬等に係る指標は以下のとおりであります。なお、業績連動報酬等の基礎額は、代表取締役社長を基準として職位別に一定の係数を乗じて算定しております。

(a) 金銭報酬

評価指標		2024年12月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益		6,171百万円
ESG	ECOVADIS	COMMITTED
	CDP 気候変動	B
	CDP 水	A-

(b) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）

評価指標		2024年12月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益		6,171百万円
TSR（東証ゴム製品株価指数相対値）		+25%

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について、決定方針および役員報酬に係る内規による計算との整合性等について審議し、その結果を取締役に答申しております。取締役会は答申を尊重しつつ、慎重に審議を行い、報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員数(名)
		年俸	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)	241	56	62	15	106	5
監査役(社外監査役を除く)	31	—	—	—	31	2
社外取締役	19	—	—	—	19	3
社外監査役	10	—	—	—	10	2
合計	301	56	62	15	167	12

- (注) 1. 取締役の報酬は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、金銭報酬の総額を年額3億円以内、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式の割当は、毎年50,000株を上限として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。
 また、上記の譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権額は、2025年3月27日開催の第141期定時株主総会において、年額1億円以内として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。
 なお、社外取締役および業務を執行しない取締役については、固定報酬（本固定報酬は金銭報酬の総額枠内に含みます）としています。
2. 監査役の報酬限度額は、1998年3月27日開催の第114期定時株主総会において月額4百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 年俸は2025年3月までの制度で2025年4月以降は固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の制度となっております。
 なお、2025年1月から3月までの譲渡制限付株式報酬2百万円については、業績連動株式報酬に含めております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

役職氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役 矢野 進	
取締役 鈴木一史	太陽鋳工株式会社 代表取締役社長
取締役 木村美樹	岡田春夫総合法律事務所 弁護士
監査役 高畑新一	鈴木薄荷株式会社 代表取締役社長
監査役 川村真司	

- 1) 太陽鋳工株式会社は、当社のその他の関係会社（持株比率 22.1%）であり、筆頭株主であります。当社は、太陽鋳工株式会社との間に取引関係はありません。
- 2) 当社は、岡田春夫総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
- 3) 当社は、鈴木薄荷株式会社との間に取引関係はありません。
- 4) 取締役 鈴木一史氏は、日本精化株式会社の社外監査役を兼任しております。当社は、日本精化株式会社との間に取引関係はありません。
- 5) 取締役 木村美樹氏は、株式会社サンマルクホールディングスの社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社サンマルクホールディングスとの間に取引関係はありません。
- 6) 監査役 高畑新一氏は、太陽鋳工株式会社の社外取締役を兼任しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 進	当事業年度に14回開催された取締役会に13回出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
取締役	鈴木一史	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
取締役	木村美樹	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。
監査役	高畑新一	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席し、また14回開催された監査役会に全て出席し、他の会社の役員としての経験を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	川村真司	当事業年度に14回開催された取締役会に全て出席し、また14回開催された監査役会に全て出席し、他の会社の役員であった経験を活かし、適宜発言を行っております。

八. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 進	<p>上場企業の経営者として得た豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営全般について助言をいただけることで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>取締役会においては、経験と知識を活かし、当社の経営全般に大所高所からガバナンス、リスクマネジメント、取締役の選任等に関する意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。</p> <p>また、任意に設置した指名報酬委員会（5回）に全て出席し、主に役員との2025年度報酬額および取締役の個人別報酬の妥当性、役員人事について議論を行いました。</p>
取締役	鈴木一史	<p>合金鉄の製造販売を行う企業の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営全般について助言をいただけることで、当社の持続的な企業価値向上に資すること、また、独立した立場から取締役および執行役員の監督を適時、適切に行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>取締役会においては、経験と知識を活かし、当社の経営全般に有益かつ幅広い、また、当社グループの持続的成長に向けた意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。</p>
取締役	木村美樹	<p>弁護士としての高い専門的知識を活かして、2021年3月までは当社社外監査役として監査業務を行ってまいりました。社外取締役または社外監査役への就任を除き、会社経営への関与はありませんが、海外法務に精通していることから、グローバルに展開する当社グループの法的リスクやガバナンス体制等の強化に向けた助言をいただくこと、また、これまでの発想とは異なる視点からの多様な議論を期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>取締役会においては、当社社外監査役としての経験も活かしながら、グループコンプライアンス、法務を中心にリスク管理の強化に関する意見等を述べるとともに、決議事項全般についての助言・提言を行うほか、報告事項に関する質問や意見を適宜行っております。</p> <p>また、任意に設置した指名報酬委員会（5回）に全て出席し、主に役員との2025年度報酬額および取締役の個人別報酬の妥当性、役員人事について議論を行いました。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
3. 当社の連結子会社16社のうち、国内連結子会社3社を除く在外子会社13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。
4. 上記の他、当事業年度に前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を当社より支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して、社内研修に係る助言業務に基づく報酬を支払っております。また、当社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に基づく報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 | 会社の支配に関する基本方針 |

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

4 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、大規模災害やリコール等の事業リスクへの備え、サステナビリティ経営の推進によるグローバル競争力の確保と事業領域の拡大を図るため、製品開発、研究開発、設備投資、M&A、人的資本投資等に活用しております。

なお、株主還元を重要な経営施策の一つとして認識し、配当については、DOE2.5%を下限とし、連結配当性向を2025年度は目標40%に設定し、内部留保の水準等を勘案して、2024年～2025年の2年間で総額10億円程度の自己株式の取得枠を設定することとし、総還元性向の向上にも努めてまいりました。

次期以降につきましては、新たに策定しました中期経営計画「NICHIRIN Flow Engineering Challenge 2030」に定める方針に基づき、引き続き株主還元を重要な経営施策の一つとして位置づけ、配当については、DOE2.5%を下限とし、連結配当性向を2026年以降は45%を目標といたします。

また、内部留保の水準等を踏まえ、2026年～2028年の3年間で総額40億円程度の自己株式の取得枠を設定し、総還元性向の一層の向上に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	54,133
現金及び預金	23,619
受取手形	543
電子記録債権	2,206
売掛金	11,246
棚卸資産	14,268
その他	2,254
貸倒引当金	△6
固定資産	33,982
有形固定資産	26,978
建物及び構築物	9,508
機械装置及び運搬具	9,084
土地	3,814
建設仮勘定	825
その他	3,745
無形固定資産	2,173
のれん	1,433
顧客関連資産	472
その他	267
投資その他の資産	4,829
投資有価証券	3,616
繰延税金資産	779
その他	432
資産合計	88,115

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	13,514
買掛金	6,417
電子記録債務	2,797
1年内返済予定の長期借入金	60
1年内返済予定のリース債務	226
未払法人税等	794
賞与引当金	324
デリバティブ債務	1
その他	2,891
固定負債	6,482
リース債務	1,845
再評価に係る繰延税金負債	584
繰延税金負債	458
退職給付に係る負債	3,043
役員退職慰労引当金	2
その他	547
負債合計	19,996
(純資産の部)	
株主資本	49,705
資本金	2,158
資本剰余金	2,048
利益剰余金	48,335
自己株式	△2,836
その他の包括利益累計額	10,652
その他有価証券評価差額金	694
土地再評価差額金	1,270
為替換算調整勘定	8,477
退職給付に係る調整累計額	211
非支配株主持分	7,760
純資産合計	68,119
負債純資産合計	88,115

連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		73,668
売上原価		55,543
売上総利益		18,125
販売費及び一般管理費		9,064
営業利益		9,060
営業外収益		
受取利息	334	
受取配当金	59	
受取賃貸料	12	
その他	149	554
営業外費用		
支払利息	82	
為替差損	195	
その他	106	384
経常利益		9,230
特別利益		
固定資産売却益	70	
投資有価証券売却益	402	472
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	47	52
税金等調整前当期純利益		9,649
法人税、住民税及び事業税	2,776	
法人税等調整額	11	2,788
当期純利益		6,861
非支配株主に帰属する当期純利益		1,347
親会社株主に帰属する当期純利益		5,514

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	20,901
現金及び預金	5,753
受取手形	15
電子記録債権	2,206
売掛金	6,094
棚卸資産	2,308
前払費用	162
未収入金	2,149
未収消費税等	605
その他	1,613
貸倒引当金	△8
固定資産	29,819
有形固定資産	9,302
建物	3,046
構築物	133
機械及び装置	2,809
車両運搬具	37
工具、器具及び備品	360
土地	2,710
建設仮勘定	204
無形固定資産	132
ソフトウェア	127
電話加入権	4
投資その他の資産	20,384
投資有価証券	3,616
関係会社株式	9,280
出資金	0
関係会社出資金	4,245
関係会社長期貸付金	2,191
従業員貸付金	2
差入保証金	55
長期前払費用	114
繰延税金資産	716
その他	159
資産合計	50,721

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	7,231
電子記録債務	2,797
買掛金	2,934
1年内返済予定の長期借入金	60
未払金	553
未払法人税等	443
未払事業所税	38
未払費用	25
預り金	130
前受金	0
賞与引当金	85
設備関係電子記録債務	32
設備関係未払金	130
固定負債	3,574
再評価に係る繰延税金負債	584
退職給付引当金	2,847
長期未払金	143
負債合計	10,806
(純資産の部)	
株主資本	37,950
資本金	2,158
資本剰余金	2,135
資本準備金	2,083
その他資本剰余金	52
利益剰余金	36,492
利益準備金	89
その他利益剰余金	36,403
製品保証準備金	3,200
別途積立金	22,827
繰越利益剰余金	10,376
自己株式	△2,836
評価・換算差額等	1,964
その他有価証券評価差額金	694
土地再評価差額金	1,270
純資産合計	39,914
負債純資産合計	50,721

損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		34,912
売上原価		27,040
売上総利益		7,872
販売費及び一般管理費		4,642
営業利益		3,229
営業外収益		
受取利息	172	
受取配当金	2,497	
受取賃貸料	15	
その他	35	2,720
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	103	
その他	15	120
経常利益		5,830
特別利益		
固定資産売却益	61	
投資有価証券売却益	402	463
特別損失		
固定資産除却損	22	22
税引前当期純利益		6,270
法人税、住民税及び事業税	1,303	
法人税等調整額	△26	1,276
当期純利益		4,994

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

株式会社ニチリン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱中愛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチリンの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

株式会社ニチリン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡本健一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱中愛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリンの2025年1月1日から2025年12月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示すること

にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

株式会社ニチリン監査役会

常勤監査役 前田 学 ㊞
常勤監査役 西村孝彦 ㊞
社外監査役 高畑新一 ㊞
社外監査役 川村真司 ㊞

株主総会会場ご案内図

- 会場：ホテル日航姫路 3階 光琳の間
- 住所：兵庫県姫路市南駅前町100番
- 電話：079-222-2231
- 交通：J R（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。

